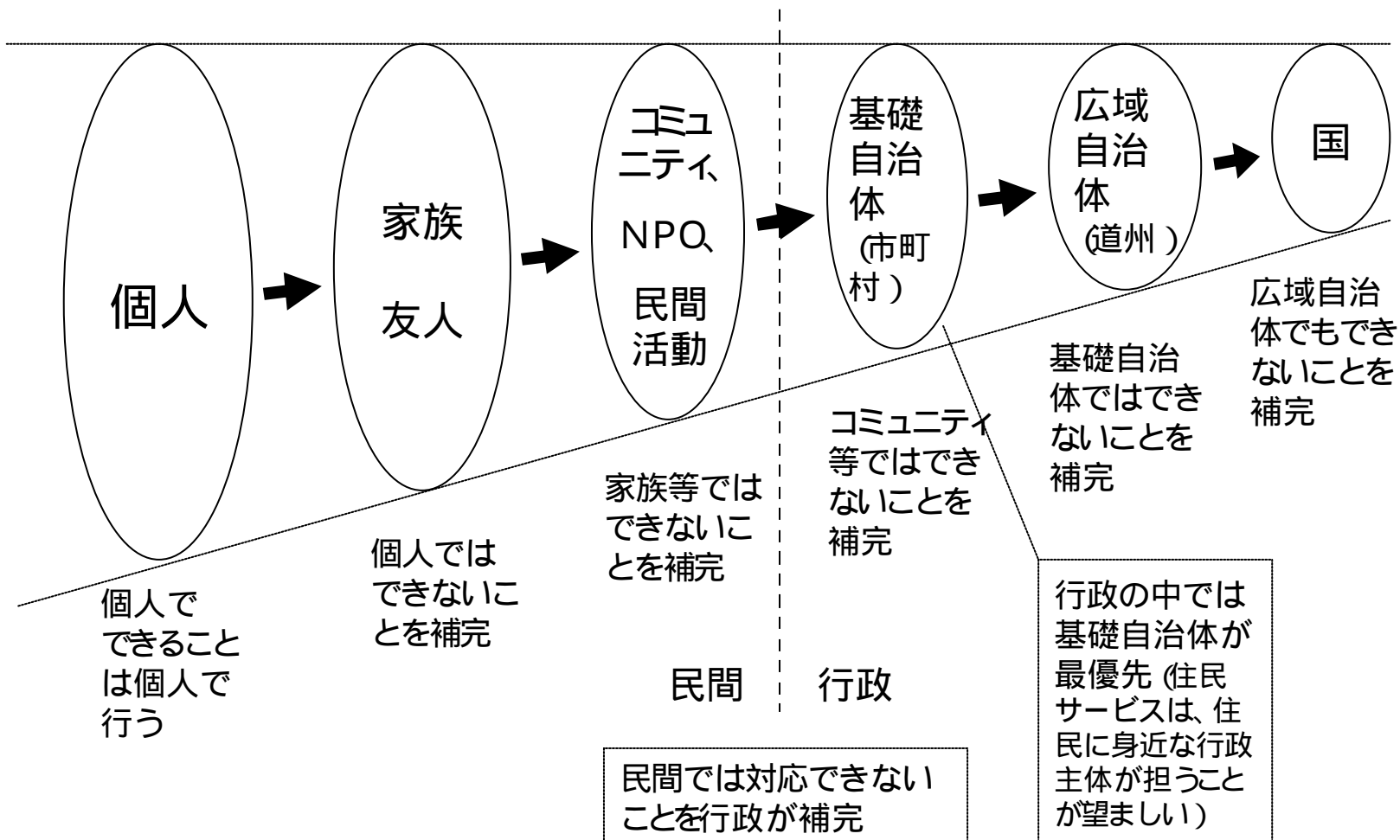


# 道州制に向けた北海道の取組

平成19年5月17日

北海道知事 高橋はるみ

# 補完性の原理に立脚した地域主権型社会の構築



# 制度改革 プラス運動論としての道州制

国からの権限・財源移譲 = 行政システムの  
の改革としての道州制

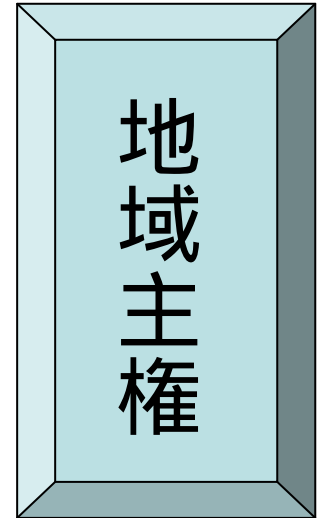
自分たちで決めて行動する気概 = 道民  
運動、国民運動としての道州制

一人一人が努力する

コミュニティを再生し  
みんなで支え合う

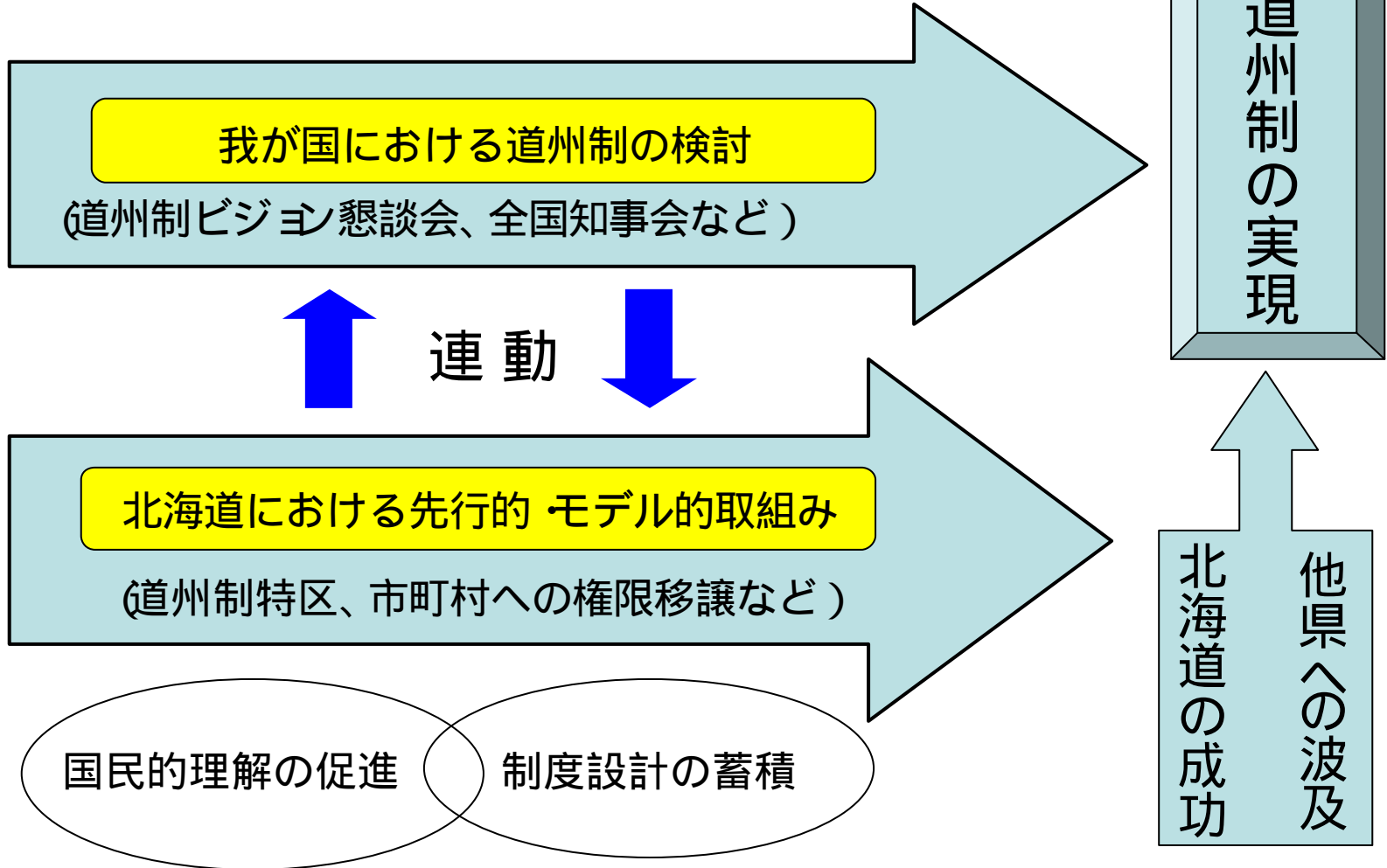
行政が補完する

両方が相まって  
はじめて実現



(地域のことは地域で決める)

# 我が国全体の動向と北海道の役割



一步一步積み重ねる

道州制を展望

道州制特区

道州制特区推進法を使って国からの権限・財源移譲を進める

市町村への事務・権限移譲

道の権限約4000項目のうち、約2000項目を移譲対象としてリストアップ。

市町村と協議し順次移譲中

## 道民との対話の重視

### 【道州制推進道民会議による議論】

有識者、経済界、市町村長など14名と知事で構成

平成17～18年度の2か年かけて議論

道民から盛り上がる道州制とするにはどうすればいいかを議論

会議の様子は、道庁及び14支庁の各課とロビーでテレビ中継、さらにインターネット配信

道民向けの解説本として「みんなでつくる道州制」を作成、配布

### 【500回を超える講演会・意見交換会】

|        |      |        |         |
|--------|------|--------|---------|
| 平成16年度 | 223回 | 延べ参加者数 | 10,341名 |
| 17年度   | 137回 | 〃      | 11,222名 |
| 18年度   | 221回 | 〃      | 10,106名 |

- ・道主催の意見交換会
- ・大学への出前講義
- ・市町村、民間等主催の勉強会への講師派遣

## 対話の中での主な意見



### 【疑問、不安】

本当に道州制になるのか？

道州制にはどんなメリットがあるのか？

財源は確保されるのか？国から体よく切り捨てられるのではないか？

この経済状況で、北海道は独り立ちできるのか？

公共事業はどうなるのか？

### 【提言】

市町村や県が合併するだけでなく、国の仕事も見直すべき。

日本の農業を支える北海道の再生を図るべき。

商店街の再生を市町村の権限の中でできるようにすべき。

自然公園法の関係の権限移譲をすべき。

空港の民営化やカジノを実現すべき。

コミュニティビジネスを興そうとしている者を支援すべき。

分権を進める中で、窓口のワンストップサービスを進めるべき。(親が亡くなったとき、諸届けで大変な思いをした)

霞が関が目をもくような特区の提案をすべき。



# 道州制特区推進法

北海道から国に権限移譲等を提案し、実現する仕組みが初めて立法化された

北海道では、現在、市町村、経済界、道民からアイデアを募集中

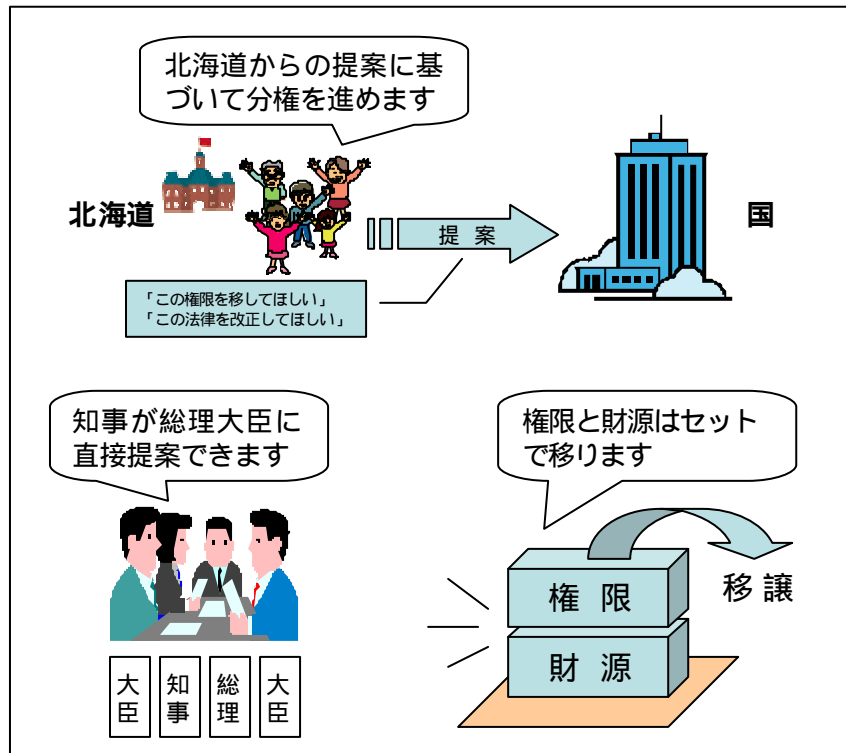
(道民へのPRペーパー) →

中間集計段階で  
約90件の応募

集まったアイデアは、今後設置する検討委員会においてオープンに議論し、国への提案として組み立て

## 道州制特区推進法のしくみ

道州制特区推進法は、国から道に権限や財源を移すしくみを法律にしたものです。



この仕組みを使って、国に提案をしていきます。  
みんなでアイデアを出して議論しましょう。

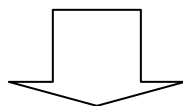


# 提案の検討例 1 地域医療の再生

## 【人口10万人当たり医師数（H16）】

|     |                 |
|-----|-----------------|
| 全 国 | 211.7           |
| 北海道 | 216.2           |
| 根室圏 | 100.4（鳥取県と同じ面積） |
| 宗谷圏 | 105.5（長崎県 "）    |
| 日高圏 | 119.1（和歌山県 "）   |

広域分散型の北海道では、地方の医師不足は住民生活に深刻な影響



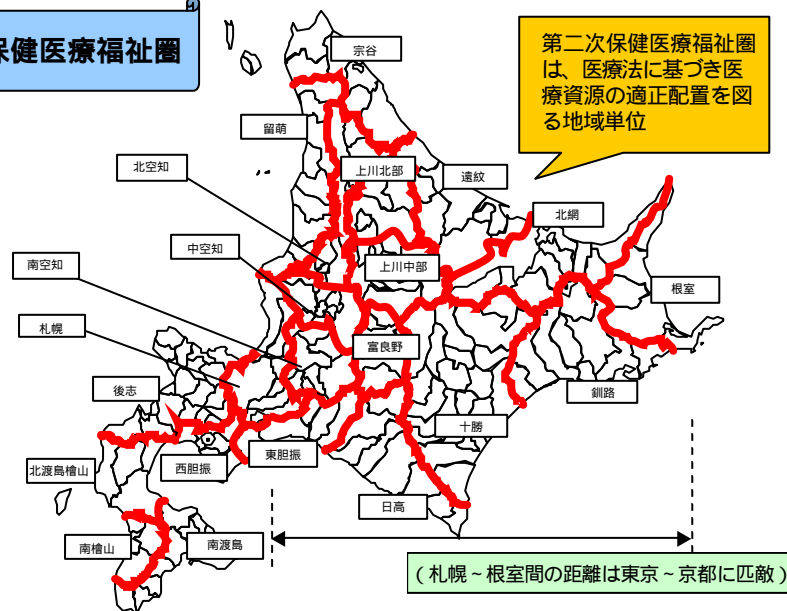
## 【検討状況】

北海道として、次の取組を検討

- ・ 道内大学の医学部に地域枠を創設
- ・ 地方勤務を前提とした奨学金を創設
- ・ 医師を道職員として採用し、地方に派遣など

これら全体の施策体系のなかで、権限移譲や法令改正に係るものについて道州制特区の活用を検討

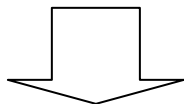
## 保健医療福祉圏



## 提案の検討例 2 :北海道らしい土地利用

### 【市町村からのアイデア】

自宅に附属した小規模な牧場で趣味的に馬を飼うことができるよう、農地法等の関係法令を改正し、北海道への移住を促進。  
(実際に移住の相談があり、適地もあるが、法の規制が支障となっている)



### 【検討状況】

農地の権利移動や転用については、国、都道府県、市町村がそれぞれ関与。

農地に関する権限移譲を求める意見や、農地に限らず、都市計画、保安林など土地利用全般に関する権限移譲を求める意見が市町村から多く寄せられている。

### 【乗馬人口（平成13年）】

|        |        |   |
|--------|--------|---|
| 全 国    | 63,084 | 人 |
| うち 関 東 | 33,764 | 人 |
| 北海道    | 6,271  | 人 |

### 【馬を飼うために必要な費用】

|           |    |     |    |
|-----------|----|-----|----|
| 自宅で飼育の場合  | 年額 | 61  | 万円 |
| 厩舎のみ借用の場合 | 年額 | 97  | 万円 |
| 預託の場合     | 年額 | 145 | 万円 |

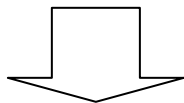
( 提案者の試算による )



## 提案の検討例 3 :時を動かす

### 【民間からのアイデア】

北海道の時刻を東京より1時間早めることで、世界で最も早く金融市場が開く地域にして、海外から資金を集める。



### 【検討状況】

明治28年から昭和12年まで、日本には、中央標準時(明石標準時)と西部標準時(台湾など)の二つの標準時があった。

証券取引所の開業時間は、総理大臣認可の業務規程で定めることとなっている。

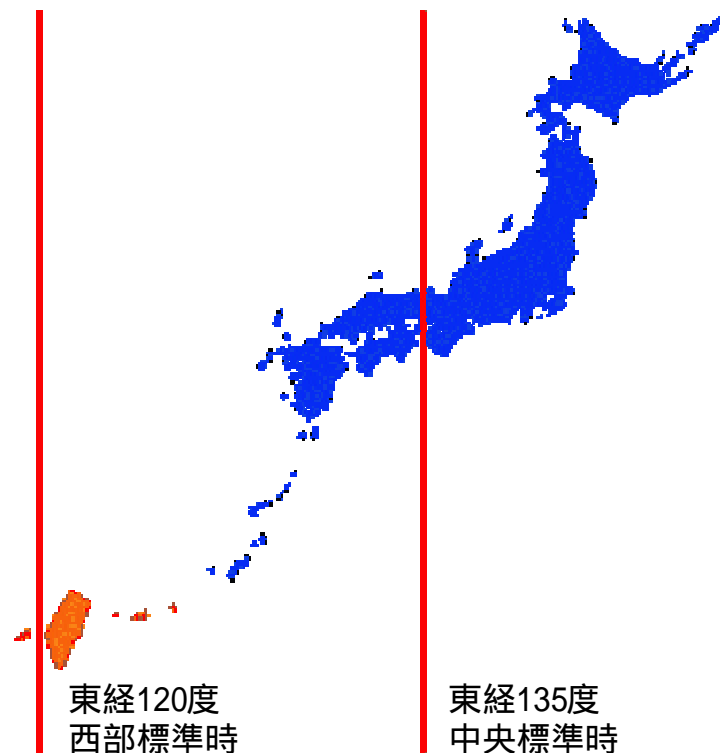
経済活動全般を1時間早い時差で動かすには、時刻そのものを早める必要がある。

### 標準時ニ関スル件(明治28年勅令第167号)

第一条 帝国従来ノ標準時ハ自今之ヲ中央標準時ト称ス

第二条 東経百二十度ノ子午線ノ時ヲ以テ台湾及澎湖列島並ニ八重山及宮古列島ノ標準時ト定メ之ヲ西部標準時ト称ス

第三条 本令ハ明治二十九年一月一日ヨリ施行ス

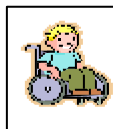


# 提案の検討例 4 :コミュニティハウス

住民参加でモデル的に検討中

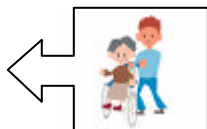
現在の制度では・・・

子ども・赤ちゃん、  
母子は児童福祉  
の制度で  
(児童福祉法)



障がい者は  
障がい者福祉  
の制度で  
(障害者自立支  
援法)

高齢者は  
高齢者福祉  
の制度で  
(介護保険法)



生活保護は  
生活福祉  
の制度で  
(生活保護法)

制度も住む施設もみんな縦割りでバラバラ。  
小さな町ではそんなにたくさん施設をつくれな  
いし、人材も配置できません。

コミュニティハウスという  
新しい仕組みを住民と行政  
が一緒に検討する。

検討の過程で、住民がやる  
べきこと、行政がやるべき  
こと、制度改革が必要なこ  
となどを話し合う。

そこで・・・

制度、分野を超えて共同生活ができる社会資源を作りたい！  
それがコミュニティハウスです。

福祉サービスの  
必要な人が、一  
緒に生活します



小さな町にも  
作ることができます

互いに支え合うこと  
で、一人一人に積極  
的な役割ができます

専門家も  
参加します



制度改革が必要なものは、  
道州制特区の提案として検  
討する。

多くの住民、当事者が参画  
することで、地域主権の成  
功体験が得られる。